

浜田市上下水道事業管理告示第 17 号

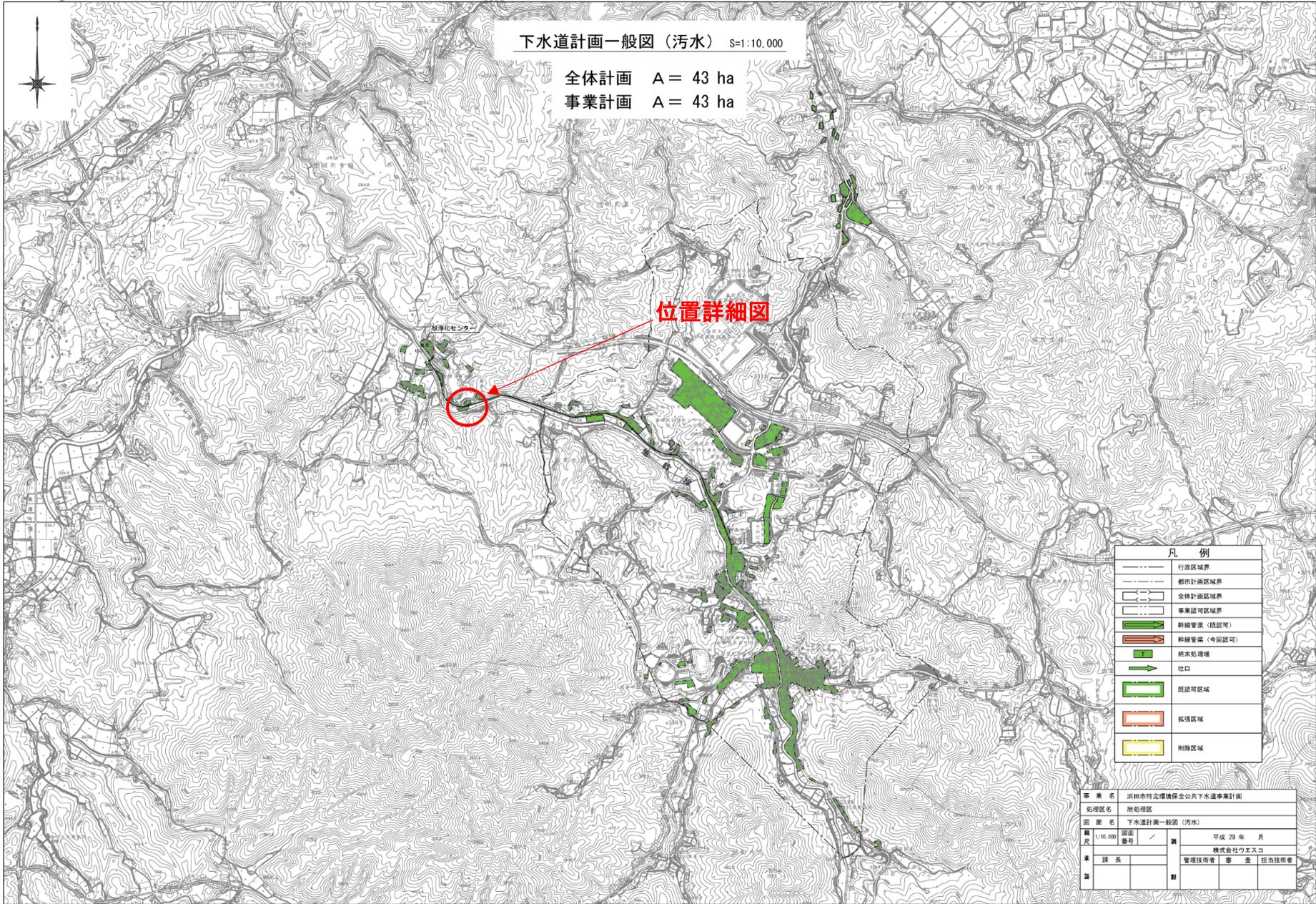
浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 235 号)第 5 条の規定により、賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示します。

令和 7 年 7 月 18 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 賦課対象区域
 - (1) 浜田市旭町丸原 832 番 6

- 2 賦課対象区域に関する図書の縦覧場所
浜田市上下水道部下水道課



下水道計画一般図（汚水） S=1:10,000

全体計画 A = 43 ha
 事業計画 A = 43 ha

位置詳細図

凡 例	
	行政区域界
	都市計画区域界
	全体計画区域界
	事業認可区域界
	幹線管渠（既設等）
	幹線管渠（今回認可）
	橋架処理場
	吐口
	既認可区域
	拡張区域
	削除区域

事業名	浜田市特定環境保全公共下水道事業計画		
処理区名	船越処理区		
図 名	下水道計画一般図（汚水）		
縮尺	1/10,000	図面番号	調
年 月	平成 29 年 月	担当者	株式会社ウエスコ
承認者	管理技術者	審査	担当技術者
製			

